

平成 21 年度当初予算編成について

1. 本市の財政状況

平成 19 年度的那須塩原市の一般会計決算を前年度と比較してみると、歳入では、税源移譲等により市税収入が増加したものの、その見合いで所得譲与税が廃止されたほか、地方交付税の縮減等で約 3 億円の増に留まっている。一方、歳出は、人件費や物件費が減少したものの、扶助費や公債費の伸びが大きく約 6 億円の支出増となっている。このため、経常収支比率や公債費負担比率が前年度より上昇しており、財政構造の硬直化が進んでいる。

また、平成 20 年度に入り、原油高等による諸物価の高騰により企業収益や消費動向が落ち込み、法人市民税を中心に歳入が大幅に減収となる一方、燃料費等の不足が歳出を圧迫しており、歳入・歳出とも厳しい財政状況にある。

平成 21 年度については、米国金融機関等の破綻による世界的な金融市場の大混乱が、国内の企業に少なからず影響を与えるものと思われる。企業業績悪化や設備投資抑制、引いては個人消費の落ち込みなど景気後退が確実視されており、こうした厳しい状況が続いていくことを前提として予算編成に取り組んでいかなければならない。

国は、「経済財政改革の基本方針 2008」を踏まえ、平成 21 年度当初予算についても、引き続き歳出全般の徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行うとともに、必要となる経費については、歳出の削減を通じて対応することで、基礎的財政収支の改善と、国債発行額を極力抑制するとしている。

一方、地方財政は、道路特定財源の一般財源化を含めた税制抜本改革等の影響や社会保障関係費等の増大、さらには、環境問題などへの対応が生じているとともに、これまでの景気対策等による地方債の償還が大きな負担となっており、国と歩調を合わせつつ、地方歳出全般について徹底的な見直しを行うなどの自助努力を促している。

県は、公債費が高水準となっていることや医療福祉関係費が増大し、経常収支比率が初めて 100% を超えるなど、財政構造の硬直化が顕著となっている。基金に依存しない持続可能な財政運営を確立することが急務との認識のもと「平成 21 年度政策経営基本方針」を踏まえ、「とちぎ元気プラン」の施策を着実に推進するため、事業手法の見直しや自主財源の確保などに取り組み、歳出・歳入全般にわたり徹底した見直しを行うとしている。

2. 予算編成方針

平成21年度は、前述のとおり景気後退が確実視されており、その度合いはまったく不透明である。こうした中、平成21年度の予算編成にあたっては、3年目となる総合計画を確かな稔りとするためにも、極めて厳しい財政環境を全職員が共通認識し、状況に即応した新たな視点から事務事業を見直すなどの創意工夫を凝らすことが重要である。そして、最小の経費で最大の効果を念頭に、計画に掲げた事業を着実に実施するとともに、市民ニーズに迅速・的確に対応していただきたい。

このため、行財政改革プランを着実に実施し、自主財源の確保や経費のムダ・ゼロに取り組むことにより、予算の効果的配分と効率的執行を推進し、持続可能な財政経営に努めていきたい。

〔平成21年度事務・事業推進のキーワード“重点化と効率化”〕

平成21年度は、第二期ごみ処理施設や市街地再開発施設などが供用開始するほか、西那須野地区まちづくり交付金事業などのプロジェクトが完了する年となる一方、学校施設等の耐震化やテレビの地上デジタル放送化へ向けた難視聴対応など、市民生活に不可欠であり、避けて通ることのできない喫緊の課題に対し、速やかかつ的確な対応が求められている。

このことから、事業の選択と集中の取り組みを継続し、直面する緊急課題に財源配分を“重点化”するとともに、行政運営の“効率化”を強く推進することにより、財政の健全性を維持しつつ、新たな市民ニーズや状況の変化に的確かつ柔軟に対応できる行政経営を目指し、予算編成を行なうものとする。

各部課においては、市の財政状況、予算編成方針を十分理解し、全職員が共通認識に立ち、次の諸点に留意し予算要求されたい。

第1 実施計画に計上された事業は、実施計画計上額を要求の限度額とする。

市民との協働を念頭に、徹底したコスト意識のもと、事業の実施熟度を高め、優先順位等を精査して要求すること。

第2 部の主体性発揮の観点から、枠配分方式をさらに拡大する。枠配分する事業は、別紙のとおりで、予算査定の対象外とする。関係部は、予算配分枠内で、効果的配分と効率的執行を考慮の上、実施事業を選択すること。

第3 すでに着手の継続事業は、早期完了と成果重視を念頭に、改めて事業計画を精査のうえ、適切に要求すること。

- 第4 集中行財政改革プランは、平成21年度が終期となる。着実な履行と実施結果の公表が求められていることに配意し、期間内の達成に向け遺漏のないように要求すること。
- 第5 修繕料で緊急対応が必要な経費は、“セーフティネット”予算を計上する。よって修繕料は、真に必要な額のみを要求とすること。
- 第6 予算要求は通年ベースとし年間必要額を精査するとともに、経費のムダ・ゼロに取り組むこと。また、見積りは、積算基礎を明確にし、要求すること。
- 第7 国や県の予算編成や地方財政対策の動向によっては、予算編成作業の弾力的対応が必要になるので、十分留意すること。
特に、道路特定財源の一般財源化については、動向が不透明なため、現行制度での要求とするが、再編成もあり得ること。
- 第8 県や周辺自治体、広域行政事務組合など、関係諸機関との協議が必要なものは、十分に調整のうえ要求すること。
- 第9 複数部門で推進する必要がある事業は、各部課間の調整を十分に行い、相互の重複を除き適切に要求すること。
- 第10 予算の要求漏れなど、予算計上の不具合を是正するため、部長による予算の「再協議」を実施する。